

伊勢崎市安心安全課所管施設 個別施設計画（案）

令和元年 7 月策定
(令和 7 年 3 月改訂)

目次

第1章 計画策定の目的	1
第2章 計画期間、対象施設	2
1 計画期間	2
2 対象施設	2
第3章 現状と課題	3
1 現状	3
2 課題	3
第4章 対策の優先順位の考え方	5
第5章 個別施設の状態等	6
第6章 対策内容、実施時期、費用	10
第7章 今後の対応方針	12

第1章 計画策定の目的

地方公共団体においては、過去に整備された公共施設等が今後一斉に更新時期を迎えるのに対し、財政状況は厳しく、人口減少と高齢化の進行も相まって、長期的な視点から財政負担の軽減や平準化、施設の適正な配置等を進めていくことが求められています。

本市においても、昭和50年代から60年代にかけて、公共施設やインフラ資産を集中的に整備してきました。しかし、これらの多くは、建築後30年以上が経過し、老朽化が進んでおり、今後更新費用が増加することが予想されます。

こうしたなか、本市では平成28年8月に「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」を策定、令和4年3月に改訂しましたが、伊勢崎市が所有する施設の状況や、更新にかかる費用の推計、施設区分別の方針等を示していますが、施設毎の具体的な整備については、各個別施設計画に委ねられることになりました。

こうした経緯を受け、本計画は、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」のうちその他行政系施設（安心安全課所管施設）について、今後の具体的な対応方針をとりまとめるとともに、更新費の縮減と市民サービスの確保の両立を図ることを目的に個別施設計画として策定したものと位置づけられています。

第2章 計画期間、対象施設

1 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和32年度までとし、以下の計画期間に区分します。

- ① 短期：令和7年度から令和11年度（5年間）
- ② 中期：令和12年度から令和16年度（5年間）
- ③ 長期：令和17年度から令和32年度（16年間）

2 対象施設

本計画で対象とする公共施設は、本市が所有するその他行政系施設（安心安全課所管施設）の2施設の建物を対象とします。

第3章 現状と課題

1 現状

本市が所有する安心安全課所管施設は、令和4年度末において、2施設となっています。

また、建築後の経過年数をみると、昭和43年度に整備され、大規模改修が必要な時期の目安とされる築30年を経過した建物が1施設（防犯ステーション北公民館前）あります。

配置を見ると、伊勢崎地区、赤堀地区、東地区、境地区に配置されており、市全域に概ねバランスよく配置されています。

2 課題

老朽化の進んでいる施設については、利用者数の変化に合わせた規模などの見直しによる建替えや他施設への統合を行うことにより、長寿命化を進めて更新費の縮減を図る必要があります。

また、地区別人口構成の変化に伴う利用者数の変化に合わせた施設の改修、更新に取り組む必要があります。

高齢者や子育て世代の利用が多い施設の改修、更新の際はバリアフリー、ユニバーサルデザインを取り入れる必要があります。

更新の際は、民間活力の活用を視野に入れ、効率的な運営を図る必要があります、また、「第3次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進を図る必要があります。

その他行政系施設（安心安全課所管施設）一覧

地区	施設名	延床面積（㎡）	建築年度	経過年数
伊勢崎	防犯ステーション北公民館前	48.76	昭和43年度	56年
赤堀	防犯ステーション赤堀公民館分館（※）	10.5	昭和53年度	46年
東	防犯ステーションスマーク（※）	—	—	—
境	防犯ステーション剛志駅前	9.74	平成20年度	16年
境	境防災センター（※）	76.41	平成6年度	30年
合計	5施設	—	—	—

（※）本計画対象外の建物

第4章 対策の優先順位の考え方

今後の施設の対策については、施設ごとの重要性（A～C）及び老朽化度（A～C）に基づき、優先順位を決めて実施することとします。

施設ごとの重要性については、設置の目的や用途、建物の状況、利用状況、コストの状況等により判断することとします。

老朽化度は経過年数を基本としますが、劣化・損傷の程度や耐震性等についても考慮して判断することとします。

重要性

- A…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続させる必要がある建物（棟）
- B…施設の機能を実質的に確保するうえで、存続に向けて検討する必要がある建物（棟）
- C…施設の機能を実質的に確保するうえで、あまり必要ではない建物（棟）

老朽化度

- A…建築後または大規模改修後、20年未満の建物
…（建築後の経過年数が法定耐用年数の半分以下の建物）
- B…建築後または大規模改修後、20年以上30年未満の建物
…（建築後の経過年数が法定耐用年数未満の建物）
- C…建築後または大規模改修後、30年以上の建物
…（建築後の経過年数が法定耐用年数以上の建物）

建物の改修や建替えの際には、まず重要性を基本とすることとし、これに老朽化度を加えて総合的に判断することで優先順位を決めていきます。

具体的には重要性がAの建物は老朽化度が高い建物から優先的に対策を講じます。また、重要性がBの建物は老朽化度を考慮のうえ他との統合や複合化を含めて対策を検討します。重要性がCの建物は基本的に取壊しを前提としたうえで、対策を検討していきます。

第5章 個別施設の状態等

本章では、第3章の現状と課題を踏まえたうえでその他行政系施設（安心安全課所管施設）について、施設ごとの状態を示します。

なお、表中の法定耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づいたものであり、利用状況及びコストは令和4年度の実績となっております。またコストとは利用者一人あたりのコストを指します。

●防犯ステーション北公民館前

本館は、交番が付近にないため利用者も多く、防犯情報の共有を図るとともに、犯罪抑止にも効果があることから重要性はAとなっています。また、建築後の経過年数が56年のため老朽化度はCとなっています。

施設名	防犯ステーション北公民館前
設置目的・機能	伊勢崎市防犯ステーション条例に基づき、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため設置
運営形態	直営
構造	コンクリートブロック
建築年度	昭和43年
経過年数	56年
法定耐用年数	41年
利用状況	利用回数；220回、利用者数；757人
劣化・損傷	無
重要度	A
老朽化度	C

●防犯ステーション剛志駅前

防犯ステーション剛志駅前は、利用者も多く、防犯情報の共有を図るとともに、駅前における自転車盗難の被害防止にも効果があることから重要性はAとなっています。

また、建築後の経過年数が16年のため老朽化度はAとなっています

施設名	防犯ステーション剛志駅前
設置目的・機能	伊勢崎市防犯ステーション条例に基づき、市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを推進するため設置
運営形態	直営
構造	軽量鉄骨造
建築年度	平成20年
経過年数	16年
法定耐用年数	41年
利用状況	利用回数；216回、利用者数504人
劣化・損傷	無
重要度	A
老朽化度	A

＜平成２８年度からこれまでの取り組み＞

その他行政系施設（安心安全課所管施設）について、平成２８年度から長寿命化工事等の事業実施はありませんでした。

第6章 対策内容、実施時期、費用

本章では、第4章や第5章での内容を踏まえたうえで、今後の建物の対策内容や実施時期、及び対策費用について棟ごとに示します。また、対策内容については以下のとおりとします。

	更新の考え方
複合化	現在ある施設の運営を継続する必要がある場合で、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、現在の施設が需要に対して過大であることや管理効率が悪いことなどから、異なる施設区分の建物と機能集約する場合に採用します。 他の施設に複合化される場合、当該建物は原則として取壊しとなります。

●防犯ステーション北公民館前

施設名称	建築 年度	延床 面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					R7 年度～ R11 年度	R12 年度～ R16 年度	R17 年度～ R32 年度		
防犯 ステー ション 北公民 館前	昭和 43 年	48.76	A	C		複合化		0.00	802

本館は利用者が多く、老朽化も比較的進んでいないことから、当分の間建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、現状の機能を維持し続けます。

令和 1 2 年度以降は、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、複合化を視野に入れて検討します。

●防犯ステーション剛志駅前

施設名称	建築 年度	延床 面積 (㎡)	重要性	老朽化度	対策内容			対策後の 延床面積 (㎡)	対策費用 (千円)
					短期	中期	長期		
					R7 年度～ R11 年度	R12 年度～ R16 年度	R17 年度～ R32 年度		
防犯ス テーシ ョン剛 志駅前	平成 20 年	9.74	A	A				9.74	0

本館は利用者が多いことや比較的新しいことから、当分の間建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、現状の機能を維持し続けます。

令和 3 3 年度以降は、建物の劣化等の状態を踏まえたうえで、複合化を視野に入れて検討します。

※点検・診断及び修繕は適宜実施します。

※対策費用については、国土交通省の令和 5 年度新営予算単価を参考に積算単価を設定し、試算しております。取壊し：CB 造（16,450 円／㎡）

※詳細設計については、費用は計上していません。

※対策費用は、全て一般財源としての試算となりますが、対策実施の際には、国・県の補助金や交付金、地方債及び基金の活用について検討し、適宜有利な財源を確保して実施します。

第7章 今後の対応方針

「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理運営の実現の基本的な取り組みとして「総量の適正化」「長寿命化の推進」「効率的な管理・有効活用」を設定した上で、個別具体的な取り組みを進めることとしています。

本計画では、令和3年度までの計画的な施設整備を示していますが、これを確実に実行していくためには、「伊勢崎市公共施設等総合管理計画」の用途別の基本的な方針に基づき、かつ今後の本市の財政動向や社会環境の変化を見据え、次の更新費縮減の実施項目に取り組み、公共施設の安定的な管理運営を推進していくこととします。

- ・今後の需要見込みを踏まえ、重要性が低い建物については、統廃合に取り組み、施設の需要と立地のマッチングを図ります。
- ・大規模改修の際には機能的な耐用年数の延長を可能にする改修内容を織り込むとともに、当該施設の需要の変化に対応し、施設の陳腐化を回避します。
- ・建替え、大規模改修にあたっては新工法などの導入に積極的に取り組み、工事費の縮減を図ります。
- ・ユニバーサルデザイン2020行動計画に基づき、バリアフリーの推進やユニバーサルデザインの導入や「第3次伊勢崎市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の内容を踏まえ、公共施設等の計画的な改修等による脱炭素化の推進を検討するとともに、民間活力の活用についても検討し、効率的な施設運営や行政サービスの維持向上を図ります。

本計画に基づく個々の施設の更新等にあたっては、「伊勢崎市総合計画」との整合性を確保していくとともに、本計画で定めた内容についても必要に応じて適宜見直していくこととします。

伊勢崎市安心安全課所管施設個別施設計画

令和元年 7 月 策定

令和 7 年 3 月 改訂

本計画策定課

総務部安心安全課

電話：0270-27-2706（ダイヤルイン）